

## 政治資金監査に関するQ &amp; Aの改定について

(趣旨)

現行の「政治資金監査に関するQ & A」V-38は、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）22 ページ 32. において、「会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、領収書等を徴し難い事情として認めることとして差し支えない。」とする取扱いと齟齬が生じうるため、これを改定する。

## V 政治資金監査指針②

V-38 お祭りの屋台等における領収書等の徴収	
Q	お祭りの屋台や移動型の軽食店など定型の領収書等の用紙を備えていないお店から物品を購入した場合、当該支出については、領収書等を徴し難い事情があると認められるのか。
A	購入店に定型の領収書等の用紙を備えていない場合でも、購入店において任意の用紙に領収書等の3事項（支出の目的、金額、年月日）等の記載を求めるなどの方法により、領収書等を徴することができます。したがって、購入店に定型の領収書等の用紙を備えていないことのみをもって、領収書等を徴し難い事情があるとは認められません。

## 【従来の回答】

A	購入店に定型の領収書等の用紙を備えていない場合でも、購入店において任意の用紙に領収書等の3事項（支出の目的、金額、年月日）等の記載を求めるなどの方法により、領収書等を徴することができます。したがって、お尋ねの場合、領収書等を徴し難い事情とは認められません。
---	--